

ゆとり預金

(ゆとり預金「花100」)

商品名	ゆとり預金「花100」	
	当金庫に年金振込手続きをされた方で、お申出があった場合のみのお取扱いとなります。 窓口「花100」作成をお申出ください。	
対象預金	スーパー定期預金(300万円未満)	
販売対象	当金庫公的年金(国民年金、厚生年金保険、船員保険、各種共済組合金金、労働者災害補償保険、厚生年金基金等)の受給者	
期間	1年の元金継続のみ	
預入	預入方法	一括預入
	預入金額	100万円以内
	預入単位	1円単位
払戻方法	満期日以降に一括して払戻いたします。	
利息	適用金利	店頭表示金利+年0.1%
	利払方法	満期日以降に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる 利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	
手数料	—	
付加できる 特約事項	・個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。	
中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から 解約の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 尚、中間払利息が支払われている場合には期限前解約利息との差額を清算します。	
金利情報の 入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置	本商品の苦情等は当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口 (9時~17時、TEL:0120-775-501)までお申し出下さい。
	紛争解決措置	東京弁護士会(TEL:03-3581-0031) 第一東京弁護士会(TEL:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(TEL:03-3581-2249) 静岡県弁護士会(TEL:055-931-1848) 等の仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客 様は当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時~17時、 TEL:03-3517-5825)までお申し出下さい。
その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算 します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までと その利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それら の預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。) ・対象預金の内容については、それぞれの商品概要説明書を参照してください。	